

生駒市規則第 28 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 29 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

(生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。